

<答申の概略>

1 療養補助金給付率及び控除額の見直し（令和10年4月1日受診分より）

生涯にわたる給付を継続するため、給付率と控除額を改定します。

【令和9年度まで】

給付額 = (自己負担額 - 控除額※) × 給付率 (70%)

※ 1割負担…200円 2割負担…400円 3割負担…600円

【令和10年度から】

給付額 = (自己負担額 - 控除額※) × 給付率 (60%)

※ 1割負担…400円 2割負担…700円 3割負担…1,000円

給付の具体例

自己負担額	給付額（3割負担）		給付額（2割負担）	
	R9年度まで	R10年度から	R9年度まで	R10年度から
3,000円	1,600円	1,200円	1,800円	1,300円
5,000円	3,000円	2,400円	3,200円	2,500円
7,000円	4,400円	3,600円	4,600円	3,700円
10,000円	6,500円	5,400円	6,700円	5,500円
20,000円	13,500円	11,400円	13,700円	11,500円

(100円未満切り捨て)

2 互助5事業の見直し

互助5事業を整理し、療養補助金給付を優先した体制とします。

事業名	事業内容・事業対象	R8年度まで	R9年度から
弔慰金	退職会員になってから3年以上	10,000円	5,000円
長寿記念祝金	満77、88、99歳時	10,000円	5,000円
無給付者特別給付	3年度間療養補助金無請求者	4,000円	3,000円
教育文化事業	観劇（希望者）の補助	実施	廃止
厚生事業	人間ドック（希望者）の補助	実施	廃止

3 障害者医療証等の交付を受けた会員の給付率及び給付上限額の見直し

療養補助金給付率及び控除額の見直しに合わせ、給付率と上限額を改定します。

【令和9年度まで】

給付額 = 保険点数 × 0.2

上限額：26,700円/月

【令和10年度から】

給付額 = 保険点数 × 0.15

上限額：20,000円/月

4 高額療養費制度利用時の療養補助金給付額の上限設定

出資金と給付額の公平性の確保と制度改正による財政負担増に備えます。

【令和8年度】 給付額上限額の具体的基準を策定（高額療養費制度見直し案の具体的内容を精査の上）

【令和9年度】 所得区分の細分化に合わせて実施（国は令和9年8月を予定）

これらの見直しは、今後も会員の皆様が生涯にわたって安心して医療を受けられる基盤を固めていくためのものです。ご理解をお願いいたします。